

産業廃棄物処理計画書	
令和7年6月12日	
福井市長 様	
提出者	
住所 大阪市北区西天満1-2-5	
氏名 大林道路株式会社 大阪支店 常務執行役員支店長 松井 耕二	
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号 06-6360-7110	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	大林道路株式会社 大阪支店
事業場の所在地	大阪市北区西天満1-2-5
計画期間	令和 7年 4月 1日 ~ 令和 8年 3月 31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	D06 総合工事業
②事業の規模	元請完成工事高 9,466,124千円
③従業員数	176名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	道路建設工事 ・がれき類(アスファルト・コンクリート塊) →自社及び再生処理業者に委託し、再生砕石・再生路盤材等として再資源化 ・建設混合廃棄物 →中間処理業者に委託し、選別破碎後再資源化(再生利用できない物は、最終処分場に埋立)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)
別紙のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和 6 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	がれき類
	排出量	15.61 t	15768.79 t
	(これまでに実施した取組) 設計・計画以上の産業廃棄物の発生を極力抑制する。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	がれき類
	排出量	10 t	10000 t
	(今後実施する予定の取組) 現状維持		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) がれき類（コンクリート塊、アスファルト塊）、木くずは分別するとともに、他の廃棄物に混入しないよう確実に分別を実施。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 現状維持

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和 6 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組) 特に実施なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組) 現状維持		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和 6 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組) 特に実施なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組) 現状維持		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和 6 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組) 特に実施なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組) 実施予定なし		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和 6 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	がれき類
	全処理委託量	15.61 t	15768.79 t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	15768.79 t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(これまでに実施した取組) 可能な限り再生利用業者への処理委託を行い、最終処分量の低減をはかる。		

(第5面)

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	がれき
	全処理委託量	10 t	10000
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	10000
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	
	(今後実施する予定の取組) 現状維持		
※事務処理欄			

類

t

t

t

t

t

7

1

1

1

1

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

廃棄物処理に関する管理体制

役割	地方安全衛生統括責任者	建設副産物責任者 ○方針の制定
	地方安全衛生委員会	○方針等の協議
	支店安全・品質環境部長	建設副産物管理責任者 ○方針の周知 ○各部・課の指導
	支店安全・品質環境部	○実施状況の確認・指導
	工事部	○職員・協力会社の教育・指導・支援・育成
	営業所所長	建設副産物管理者 ○事務所方針の決定・周知 ○再生資源利用計画書、再生資源利用促進計画書及び産業廃棄物処理計画書の作成 ○処理業者を選定し委託契約書の作成 ○関係各部署との事前協議等の手続き ○産業廃棄物管理票の交付及び管理 ○建設副産物処理に関し、協力会社の監督・指導 ○廃棄物の処理状況の確認 ○産業廃棄物処理実績の記録及び工事部への報告

廃棄物管理組織図

